

【資料1】

地域包括支援センター業務の 委託の方針について

平成29年12月

飯塚市 福祉部 高齢介護課

■飯塚市地域包括支援センターの分割設置について

1. 地域包括支援センター配置人員の基準及び全国的な設置状況

センターの配置人員の基準として、包括的支援事業を適切に実施するために、第一号被保険者(65歳以上の者)の数が概ね3,000人以上6,000人未満の圏域ごとに、常勤の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を各1名置くこととされている。(飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第11条の8、法第115条の46第6項、法施行規則第140条の66第1項第1号)

下記の表からわかるとおり、センターの全国的な設置状況を見ると、平成28年4月現在で、設置数は4,905箇所、直営と委託の割合は、1:3と委託センターが多い状況であり、ここ近年の状況を見ても、委託センターの設置が進んでいる状況である。

また、センターの設置がされ始めた平成18年度から比較してみると、委託センターがかなり増えたことがわかり、全国の自治体数1,718に比してセンターの設置数が多いことから、多くの自治体が、より地域に密着した日常生活圏域ごとにセンターを設置しているということが窺える。

*センター設置主体と委託の状況

設置主体	平成28年4月現在		平成26年4月現在		増減数比較 (26⇒28)	平成18年4月現在		増減数比較 (18⇒28)
	設置数	割合	設置数	割合		設置数	割合	
直営	1,226	25.0%	1,239	27.2%	△13	1,265	36.8%	△39
委託	3,679	75.0%	3,292	72.2%	387	2,171	63.2%	1,508
不明	—	—	26	0.6%	—	—	—	—
計	4,905	100.0%	4,557	100.0%	348	3,436	100.0%	1,469
自治体数	1,718		1,718		0	1,821		△103

2. 本市における地域包括支援センター設置の経緯と今後のあり方

平成 18 年の地域包括支援センター（以下「センター」という。）創設の際、厚生労働省はセンターを日常生活圏域（具体的には中学校区）ごとに設置することを推奨していたが、本市では、①センターの公正中立の確保及び②ケアマネジメントの視点の統一を図っていくといった観点から直営 1 箇所センターを設置した。

団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年を 10 年後に控え、国は、平成 26 年度にセンター機能の強化を重要視した大幅な法改正を実施し、今まで以上に地域に密着した効果的かつ効率的な事業展開を実施していく体制を構築することが必要不可欠な状況となった。

本市としては、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たすセンターの運営が安定的かつ継続的に行われていくことが重要であり、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制の構築が必要であると判断し、日常生活圏域（旧中学校区・公民館区域を基準とした 12 の圏域）ごとに、地域の実情を熟知している社会福祉法人等（在宅介護支援センター運営法人）を選定し、平成 28 年度からセンターを分割設置し、業務委託を行い、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成 28 年度以降のセンター分割設置に関しては、当初の計画では、平成 30 年度までに 3 地区ずつ設置し、直営センター 1 箇所及び委託センター 9 箇所の計 10 箇所によるセンター運営を行い、在宅介護支援センターを廃止することとしていた。

しかしながら、ここ 3 ヶ年の委託センターの設置経過において、前述のとおり、地域の実情を熟知した在宅介護支援センターへの運営委託により、地域への浸透がスムーズに進み、高齢者への支援体制の充実強化が図られてきたことや直営管轄圏域における相談対応体制等の課題、問題点が生じてきたこと、また、今般の法改正において掲げられた「地域包括ケアシステムの深化・推進」において、センターの機能強化の推進が再度盛り込まれたことなどを勘案した上で、本市としては、当初直営管轄予定であった圏域へのセンターの設置について、改めて方向性を見直すこととしたところである。

方針

方針としては、当初計画において直営センターによる運営予定であった圏域（立岩・菰田・鯉田・穂波東）についても、地域間格差が生じないように平成 31 年度に委託センターを在宅介護支援センター運営法人への委託により設置するものとする。